

議第 39 号

呉市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について
呉市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市建築審査会条例の一部を改正する条例

呉市建築審査会条例（昭和 50 年呉市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の任期）

第 2 条の 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。